

## [事案 2023-122] 契約解除取消請求

・令和6年7月12日 裁定終了

### <事案の概要>

契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年10月に契約した医療保険について、期限までに特定疾病・部位不担保の承諾書を返送しなければ、契約を解除するとの通知が保険会社から郵送されてきたが、期限までに返送することができず、契約が解除された。しかし、承諾書が送付されたとき自分は出張中であり、自宅にいた妻も外国人であるため重要な書類だと気づかず、自分に伝達できなかった。もし、保険会社から電話等での連絡があれば承諾し提出していたので、解除を取り消し、契約を継続してほしい。

### <保険会社の主張>

契約解除は妥当と判断しているが、申立人の家族の事情等の主張に鑑み、契約解除の取消しに応じ、契約を特別条件付で継続できるようにする。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したが、申立人と連絡が取れない状況が続き、また書面によって複数回案内を行っても何ら回答が得られなかったため、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。